

### Ⅲ 動物の虐待等の判例

#### ① 動物の愛護及び管理に関する法律の違反人員

(単位：人)

年 別	通常受理	起 訴	不起訴
昭和 49年 1974	13	8	4
50年 1975	6	4	1
51年 1976	6	4	9
52年 1977	9	3	4
53年 1978	5	4	3
54年 1979	6	3	3
55年 1980	4	2	1
56年 1981	10	5	1
57年 1982	5	2	5
58年 1983	6	3	1
59年 1984	6	3	3
60年 1985	3	2	2
61年 1986	5	3	0
62年 1987	5	2	4
63年 1988	3	0	3
平成 元年 1989	7	3	3
2年 1990	3	2	2
3年 1991	7	4	1
4年 1992	11	4	0
5年 1993	9	4	4
6年 1994	11	2	9
7年 1995	2	3	1
8年 1996	12	1	11
9年 1997	12	5	7

年 別	通常受理	起 訴	不起訴
10年 1998	8	4	4
11年 1999	3	0	3
12年 2000	14	4	11
13年 2001	18	7	10
14年 2002	39	18	22
15年 2003	12	3	9
16年 2004	27	8	21
17年 2005	47	15	27
18年 2006	48	12	35
19年 2007	51	14	36
20年 2008	72	21	47
21年 2009	54	24	36
22年 2010	58	18	41
23年 2011	55	9	47
24年 2012	46	16	32
25年 2013	49	10	32
26年 2014	71	21	51
27年 2015	89	27	55
28年 2016	94	33	57
29年 2017	109	38	73
30年 2018	143	31	110
令和 元年 2019	163	43	125
2年 2020	156	42	103
3年 2021	285	71	209

出典：検察統計統計表  
[https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_kensatsu.html](https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kensatsu.html)

## ② 判例の一覧

	種類	事件発生年月日	起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
1	殺傷	2019/5/19 ～ 2020/5/23	2019/7/3	2019/9/17	富山 地方裁判所 高岡支部	被告人は、猫を虐待して殺そうと考え、令和元年5月19日午後1時30分頃にA県B市C方付近路上から持ち去った猫1匹（アメリカンカール、雄）に対し、同日から同月23日頃までの間、被告人方浴室において、金属製捕獲器に入れ続けて拘束することにより衰弱させながら、給餌をせず、同捕獲器の外からプラスチック製の棒でその腹部等を多数回突くなどの虐待を行い、よって、同月23日頃、同所において、同猫を死因不詳により死亡させ、もって、他人の物を傷害するとともに、愛護動物をみだりに虐待し、殺した。	懲役8月 (執行猶予4年)
2	虐待	2019/6/22 頃	2019/7/26	2019/10/18	名古屋 簡易裁判所	被告人は、令和元年6月22日頃、a所在の当時の被告人方であるb号において、飼育していたインコ1羽に対し、避妊具を被せて拘束した上、点火棒を押し付けるなどし、もって愛護動物に対し、みだりに虐待を行ったものである。	罰金20万円
3	虐待	2020/12/12	2021/1/6	2021/8/27	さいたま 地方裁判所	埼玉県川口市芝川河川敷において、犬に対し、その身体を足で蹴り、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、愛護動物をみだりに虐待した。	罰金20万円 (求刑罰金20万円)
4	虐待	2020/10/18	不詳	2021/10/18	神戸 地方裁判所	神戸市路上において、犬1匹に対し、みだりに身体を足蹴りするなどしてその身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、もって、愛護動物に対し、虐待を行ったものである。	罰金10万円 (求刑罰金10万円)
5	殺傷	2020/12頃	2021/8/4	2021/11/8	千葉 地方裁判所	千葉県公安委員会から狩猟及び標的射撃の用途に供するため、空気銃所持の許可を受けていたものであるが、法定の除外事由がないのに 第1 平成30年12月頃から平成31年2月8日、猫1匹に向け空気銃を発射し、同猫に右背部皮膚裂傷及び右臀部皮膚裂傷の傷害を負わせ 第2 平成30年11月下旬頃から平成31年2月20日、猫1匹に向け空気銃を発射し、同猫に盲管銃創の傷害を負わせ 第3 令和元年11月末頃から同年12月3日、猫1匹に向け空気銃を発射し、同猫を脊髄損傷による自発呼吸の停止により死亡させ 第4 令和元年10月頃から同年12月17日、猫1匹に向け空気銃を発射し、同猫に右後肢炎症の傷害を負わせ 第5 令和2年11月20日、猫1匹に向け空気銃を発射し、同猫に左側大腿骨粉碎骨折の傷害を負わせ 第6 令和2年12月11日、猫1匹に向け空気銃を発射し、同猫を胸腔内出血により死亡させ もって、いずれも法律の規定に違反して空気銃を発射し、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけたものである。	懲役1年6月、 執行猶予3年 (求刑・懲役 1年6月)  注：銃刀法と の併合罪によ る量刑
6	殺傷	2022/1/25	不詳	2022/3/29	大垣 簡易裁判所	被告人は、 第1 当時の妻に暴行を加え約2日間を要する全身打撲の傷害を負わせた。 第2 愛護動物である犬1匹を床や壁に複数回たたきつけ、さらに、床に1回たたきつけて殺害し、みだりに殺した。 第1の所為は刑法204条に、判示第2の所為は動物愛護管理法にそれぞれ該当するところ、各所定刑中いずれも罰金刑を選択した。	罰金30万円 (求刑罰金 30万円)  注：刑法との 併合罪によ る量刑

出典：裁判所 HP「裁判例情報」[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1?reload=1](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1?reload=1)  
TKC ローライブラリー「LEX/DB インターネット」<http://www.tkc.jp/law/lawlibrary>  
D1-Law.com「判例体系」<https://dtp-cm.d1-law.com/>  
LIC/DB「判例秘書 INTERNET」<https://www.hanreishiso.com/hhi/>  
Westlaw.japan「判例」<https://www.westlawjapan.com/>

注：本表は、「平成30年度動物の虐待事例等調査報告書」及びそれ以前の報告書における判例の掲載状況を踏まえて、最近の動物愛護管理法上の虐待・遺棄にかかる事案を上述の出典より2022年12月31日時点で入手し一覧にしたもの。

注：本表の「種類」の欄において「殺傷」は現行法44条1項、「虐待」は現行法44条2項の適用があった事。

注：本表の「事実関係」の欄は、判決中の「罪となるべき事実」等の内容を抜粋したもの。ただし「事実関係」と「刑罰」の欄の斜体部分は作成者による。